



青 森 県 報

号外第七十三号

平成十五年七月二十二日(火曜日)

目 次

青森県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則……………	(税 務 課) …… 一
青森県産業廃棄物税条例施行規則……………	(同) …… 一
青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則……………	(環 境 政 策 課) …… 六

告 示

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱……………	(環 境 政 策 課) …… 一〇
--	-------------------

規 則

青森県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十三号

青森県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の施行期日は、平成十六年一月一日とする。

青森県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十四号

青森県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号。以下「条例」という。)の施行については、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(条例第三条第二項の工業用水)

第二条 条例第三条第二項に規定する規則で定める工業用水は、青森県八戸工業用水道により供給される工業用水とする。

(産業廃棄物の体積の重量への換算)

第三条 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(産業廃棄物の種類ごとの体積の計測が困難な産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、その体積一立方メートルにつき同表の下欄に定める重量に換算するものとする。

	産業廃棄物の種類	重 量
一	燃え殻	一・二四トン
二	汚泥	一・一〇トン
三	廃油	〇・九〇トン
四	廃プラスチック類	〇・三五トン
五	紙くず	〇・三〇トン
六	木くず	〇・五五トン
七	繊維くず	〇・二二トン
八	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇トン
九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）以下、廃棄物処理法施行令」という。第二條第四号の二に掲げる廃棄物	一・〇〇トン
十	ゴムくず	〇・五二トン
十一	金属くず	一・一三トン
十二	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず	一・〇〇トン
十三	鉱さい	一・九三トン
十四	工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八トン
十五	動物のふん尿	一・〇〇トン
十六	動物の死体	一・〇〇トン
十七	廃棄物処理法施行令第二條第十二号に掲げる廃棄物	一・二六トン

十八 廃棄物処理法施行令第二條第十三号に掲げる廃棄物

一・〇〇トン

（申告書等の様式）

第四條 次の各号に掲げる申告書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一条例第九條の納入申告書 第一号様式

二 一条例第十一條第一項の申告書及び同條第二項の修正申告書 第二号様式

三 産業廃棄物税更正（決定）書 第三号様式

（産業廃棄物税特別徴収義務者登録証票の様式）

第五條 産業廃棄物税特別徴収義務者登録証票は、第四号様式による。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

産業廃棄物税納入申告書

(印) 受付印		年 月 日	※処理事項	発行年 月 日	徴収番号
県税事務所長 様			通信日付印	確認印	
特別徴収義務者	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名			
この申告に应答する係名及び担当者の氏名並びに電話番号	係名	氏名	(局 番)		
申告対象	年 月の搬入分				
区分	課税標準量	税率	額		
申告額	トン	1,000円	円		
課税標準量に関する明細		別紙のとおり			
備考					

- 注 1 ※印の欄は、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙

課税標準量に関する明細

最終処分場の所在地	年 月 分	枚のうち	
		目	
産業廃棄物種類	重量 (t)	重量の計測が困難な場合 1㎡当たり の重量 (t)	合計重量 (t)
	(7)	(A)	(7) × (A)
		(B)	(7) × (B)
		(1)	(7) × (1)
		(A×B)	(7) × (A×B)
合 計			

- 注 1 最終処分場ごとに別様とすること。
 2 「重量 (t)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した重量を記載すること。この場合において、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
 3 「体積 (㎡)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した体積を記載すること。この場合において、体積について0.001立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
 4 「1㎡当たりの重量 (t)」欄には、産業廃棄物の種類に及び、青森県産業廃棄物脱条列施行規則第3条の表の下欄に定める重量を記載すること。
 5 「換算重量 (t)」の欄に記載すべき重量は0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第4条関係)

産業廃棄物税 更正 決定 (加算金決定) 正書

様

地方税法及び青森県産業廃棄物税条例の規定により、更正・決定したから通知します。納入(納付)すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関、青森県収納代理金融機関又は郵便局へ納めてください。

年 月 日 県税事務所長 印

差引不足税額を納入(納付)する際には、法定納期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数に及び、差引不足税額に年14.6パーセント(ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納入(納付)しなければなりません。
この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

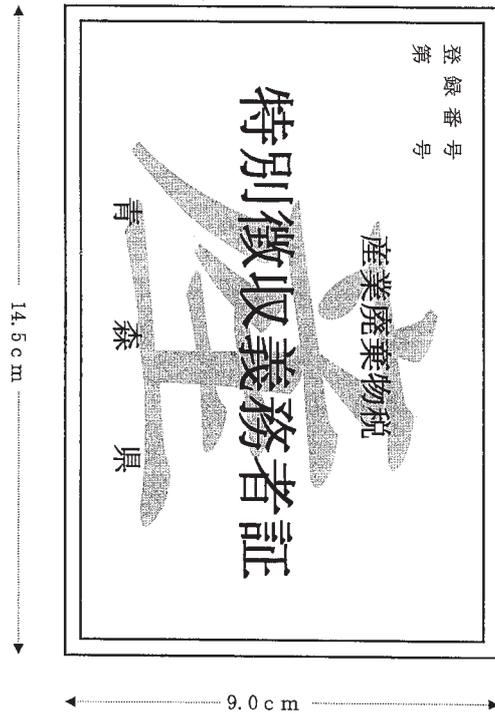
◎ この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

区分	法定申告期限	更正・決別の別	更正		決定		納入に納付		の確定している額		差引過不足額
			課税標準量(トン)	税率(円)	税額(円)	課税標準量(トン)	税率(円)	税額(円)	税額(円)	税額(円)	
年 月	・	更決	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	更決	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	更決	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	更決	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	更決	・	・	・	・	・	・	・	・	
計		更決	・	・	・	・	・	・	・	・	
区分	各種加算別	算定基礎		この更正・決定により		備考					
		算定の基礎となる税額(円)	率	加算金額(円)	納入(納付)すべき税額等の合計額(円)						
年 月	過少申告	()	()								
	過少申告	()	()								
	過少申告	()	()								
	過少申告	()	()								
計											
	指定納期限	年 月 日									
	徴収番号										

注 「算定の基礎となる税額」欄及び「率」欄の括弧内の数値は、過少申告加算金の算定において加重される部分の計算に用いられる数値です。

第4号様式 (第5条関係)



青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十五号

青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。(事前協議)

第三条 条例第三条の規定による協議は、県外産業廃棄物搬入事前協議書(第一号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 有害物質の溶出試験の結果、水素イオン濃度、油分の濃度、腐敗物の含有の程度等搬入しようとする県外産業廃棄物の性状を明らかにする書類

二 搬入の経路図

三 他の者から請け負った建設工事、解体工事等を施工する事業場にあつては、その事業者がその注文者から直接当該建設工事、解体工事等を請け負ったことを証する書類

四 県外産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合にあつては、当該運搬又は処分を受託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し及び当該産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が当該運搬又は処分を受託したことを証する書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 条例第三条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 県外産業廃棄物の性状及び排出過程

二 県外産業廃棄物の搬入の方法及び経路並びに搬入時間

三 県外産業廃棄物の処分の方法及び場所並びにその処分に係る施設の処理能力

四 県外産業廃棄物の搬入の理由

五 県外産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合にあっては、その委託先

(協議内容の変更)

第四条 条例第五条第一項の規定による協議の内容の変更は、県外産業廃棄物搬入変更事前協議書(第一号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の協議書には、前条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 条例第五条第一項ただし書に規定する規則で定める変更は、県外産業廃棄物の種類の減少とする。

(届出)

第五条 条例第四条第一項の規定による通知を受けた事業者は、氏名又は住所(法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地)に変更があったときは、速やかに第二号様式により知事に届け出なければならない。

(報告)

第六条 条例第六条の規定による報告は、毎年度の四月三十日までに、その前年度分に係る県外産業廃棄物搬入状況報告書(第三号様式)を知事に提出して行わなければならない。

(身分証明書)

第七条 条例第八条第二項に規定する身分を示す証明書は、第四号様式による。

(弁明の機会の付与に関する通知)

第八条 知事は、条例第九条第三項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。

(代理人)

第九条 前条の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面その旨を知事に届け出なければならない。

(公表の方法)

第十条 条例第九条第一項及び第二項の規定による公表は、青森県報に đăng して行うものとする。

(協議等の状況の公表)

第十一条 条例第十一条の規定による協議等の状況の公表は、毎年度の六月三十日までに、その前年度における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を青森県報に đăng して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 協議の件数

二 県外産業廃棄物の種類及び量

三 協定の締結の件数

四 環境保全協力金の額

五 その他必要と認める事項

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

第1号様式（第3条、第4条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住所（法人にあっては、主たる
事務所のある所在地
氏名（法人にあっては、
代表者の氏名）
名称及
印

県外産業廃棄物搬入（変更）事前協議書

次のとおり県外産業廃棄物を搬入したい（ 年 月 日付けで協議した
内容を変更したい）ので、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関す
る条例第3条（第5条第1項）の規定により協議します。

搬入する県外産業廃棄物	排出事業場	所在地 (電話番号)
	名称	
排出過程	種類	
量	性状	
搬入期間		
搬入の方法		
搬入の経路		
搬入時間		

処分場 法及び場所	
処分に係 る施設の 処理能力	(最終処分場の残存容量 m ³)
搬入の理由	
県内に搬入す る前の処分の 方法及び場所	

県外産業廃棄物の運搬又は処分の委託先

区分	産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者
1 収集運搬	氏名又は名称
2 中間処理	住所又は主たる事務所の所在地
3 最終処分	(電話番号)
1 収集運搬	氏名又は名称
2 中間処理	住所又は主たる事務所の所在地
3 最終処分	(電話番号)
1 収集運搬	氏名又は名称
2 中間処理	住所又は主たる事務所の所在地
3 最終処分	(電話番号)
運搬（再委託）	住所又は主たる事務所の所在地 (電話番号)

- 注1 協議の内容の変更の場合には、変更前と変更後の内容を対比して記載すること。
 2 記名押印に代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 (法人にあっては、主たる
事務所所在地
氏名 (法人にあっては、
名称及
び代表者の氏名))

氏名等変更届

次のとおり氏名 (名称、住所、主たる事務所の所在地) に変更があったので、
青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第5条の規
定により届け出ます。

氏名 (名称)	変更前	
	変更後	
住 主たる事務所 (の所在地)	変更前	(電話番号)
	変更後	(電話番号)
変更年月日	年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 (法人にあっては、主たる
事務所所在地
氏名 (法人にあっては、
名称及
び代表者の氏名)) ㊦

県外産業廃棄物搬入状況報告書

青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条の規定によ
り、次のとおり県外産業廃棄物の搬入状況を報告します。
年度分 (年 月 ~ 年 月)

排出事業場 委託先	名称	
	所在地	(電話番号)
最終処分	収集運搬	
	中間処理	

県外産業廃棄物搬入状況

(単位 t)

産業廃棄物の種類	年 月			
搬入量	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	計			

注 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第7条関係)

表

第 号	身 分 証 明 書
年 月 日 生	所 属 職 氏 名
年 月 日 交 付	青 森 県 知 事 氏 名 印

9 センチメートル

裏

6 センチメートル

上記の者は、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第8条第1項の規定により立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県外産業廃棄物を搬入する事業者に対し、当該県外産業廃棄物の性状その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該県外産業廃棄物の排出状況等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

告 示

青森県告示第四百八十四号

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十五年七月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱

第一 青森県産業廃棄物最終処分場の設置等及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱(平成二年二月青森県告示第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二第三号中「第十五条の二の四第一項ただし書」を「第十五条の二の五第一項ただし書」に改め、第二第四号及び第五号中「第四項」を「第六項」に改める。

第三第一項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

第二 青森県産業廃棄物最終処分場の設置等及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱

第一中「及」及び県外産業廃棄物の県内での処分等のための搬入に係る事前協議制度を設けること等により、県外産業廃棄物の適正な処理を図り」を削る。

第二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第二第三号中「又」を「又」とし、第九から第十三号を削り、第十四号を第九とす。

第一号を「及」とし、第九から第十三号を削り、第十四号を第九とす。

業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱」や「青森県産業廃棄物最終処分場

の要綱等に係る要綱第9項に關する烟蓋」に改める。
第三号様式を削る。

附 則

- 1 この要綱は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第一の規定は、平成十五年十二月一日から施行する。
- 2 平成十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における第二の規定による改正前の青森県産業廃棄物最終処分場の設置等及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱第九第一項に規定する県外産業廃棄物の搬入については、同要綱第二一号、第四号及び第五号、第九から第十四まで並びに第三号様式の規定は、なおその効力を有する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭